

令和 9 年度【4 月入所用】

保育施設入所のでびき

【保育所・認定こども園・地域型保育施設】

受付期間	【窓口】 令和8年10月15日（木）～21日（水） 【郵送】 令和8年10月21日（水）消印有効		
	混雑緩和のため、お住まいの区域別の受付日でのお申し込みにご協力をお願いします。指定日以外でも受付は可能です。		
	受付日	東側区域在住の方	西側区域在住の方
	10月15日（木）	○	
	10月16日（金）	○	
	10月17日（土）	○	○
	10月18日（日）	受付はありません	
	10月19日（月）		○
	10月20日（火）		○
受付時間	午前8時30分～午前11時30分 午後1時00分～午後5時00分		
	桶川市役所 保育課（2階）		

- 受付期間中は桶川市保育課公式 X(@oke_hoiku) で受付の待ち状況を随時ポストします。
- 必要書類が整わないと一次選考に間に合わなくなる場合がございます。入所決定は先着順ではありませんので、本書をよくお読みのうえ必要書類を全て揃えてからお申し込みください。
- 同時にきょうだいの保育施設等や放課後児童クラブを申し込む場合、添付書類（就労証明書等）は申し込む児童全員分の枚数をご準備ください。（コピー可）

【問い合わせ】

桶川市福祉部保育課

〒363-8501

桶川市泉一丁目3番28号

048-786-3211(代表)

048-788-4947(直通)



令和 9 年度版

幼稚園・保育施設情報誌



申込みまでの流れ

てびき（本書）をよくお読みください



保育施設を選びましょう

施設は見学ができます。
事前に施設へお問い合わせの上、ご見学ください。

通える範囲で一つでも多く、希望施設をご検討ください。

希望が多いほど入所の可能性が高くなります。

なお、

- ・きょうだい同時申請
- ・年齢到達による卒園からの継続申込み
- ・転入前まで保育施設に在籍していた（いる）

上記の場合は5施設以上希望していただくと、
利用調整（選考）において指数が高くなります。



必要書類を用意しましょう

- ・就労中（予定）の方は、ご自身ではなく勤務先に「就労証明書」を作成していただくこととなります。令和8年9月1日以降に発行された証明書をご用意ください。
 - ・育休手続きなどのために申請書の写しが必要な方は、提出前にコピーしてください。
- ※一度ご提出いただいた書類は返却できません。



受付期間内に申込みましょう

ご質問等ございましたら
事前に保育課までご相談
ください

◆令和9年度（2027年度）クラス編成表◆

0歳児については、入所月の初日に各施設が定める月齢に達していることが条件となります。

1歳～5歳児については、令和9年4月1日時点の年齢でクラスが決まります（下記の表参照）。

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和8年4月2日～
1歳児クラス	令和7年4月2日～令和8年4月1日
2歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日
3歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
4歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
5歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日

もくじ

1. 保育施設、保育の必要性の認定について

1 認可保育施設とは	4
2 保育の必要な事由	4
3 認定とは？	5
4 利用時間	5
5 利用者負担額（保育料）	6

2. 保育施設の入所手続き

1 入所手続きの流れ	9
2 内定の方・待機の方	10
3 育児休業の延長を許容できる場合の利用調整について	11
4 申込みに必要な書類	12
5 該当者のみ提出が必要な書類	13
6 申込み時の注意事項	14
7 出産前のお子様に関する入所申込について	16
8 市外からの申込み・市外の保育施設への申込み	17
9 北保育所および坂田保育所の老朽化に伴う再編整備予定について	18
10 よい保育施設の選び方	19
11 よくある質問～Q&A～	20

3. 保育施設の紹介

1 保育所	22
2 認定こども園	23
3 地域型保育施設	24
4 おけがわ子育てマップ	25

4. その他の保育サービス

1 病児・病後児保育	26
2 ファミリー・サポート・センター	26
3 認可外保育施設	27
4 一時保育施設	27
5 市内幼稚園等（預かり保育事業）	28

5. 令和9年度クラス早見表・入所可能クラス一覧

29

1. 保育施設、保育の必要性の認定について

1 認可保育施設とは

認可保育施設は、保護者が就労や病気等のために、保育が必要な状態の児童を保護者にかわって保育することを目的とした施設です。保育の基本料金(保育料)は、どの施設も同じですが、延長料金やその他の実費などは施設により異なります。

利用申込の対象となる認可保育施設には以下の種類があります。

施設種類		内容
保育所		就学前の児童を対象に、就労などにより家庭で保育のできない保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。
認定こども園		就学前の児童を対象とした教育・保育施設で、保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、一体的に保育を行います。保育所部分を希望する場合は市へ申込み、幼稚園部分を利用する場合は施設に直接申込みをします。
地域型保育施設	小規模保育施設	0～2歳児を対象に、少人数(定員19人)できめ細やかな保育を行う市の認可施設です。
	事業所内保育施設	事業所が設置し、従業員の子ども(従業員枠)と地域の児童(地域枠)と一緒に保育する市の認可施設です。0～2歳児を対象に、少人数(定員19人)できめ細やかな保育を行います。

2 保育の必要な事由

認可保育施設を利用するには、児童の保護者及び同居する18歳以上65歳未満の親族等のいずれ(高校生を除く)もが次の事由に該当し、常時保育が必要な状態にあることが必要です。

保育の必要な事由		利用できる期間
就労	<u>月64時間以上</u> 就労することを常態とすること。 ※就労することを常態とすることの目安は「1日4時間以上、週4日以上勤務」です。	就労している期間 (最長で、小学校就学前まで)
妊娠・出産	妊娠中である又は出産後間がないこと。	出産予定月をはさんで前後各2か月
疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	治療に要する期間
介護・看護	同居の親族を月64時間以上(目安)介護又は看護していること。	介護、看護に要する期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	災害復旧に要する期間
求職活動	[就労]と同条件で求職活動を継続的に行っていること。	入所日から2か月間
就学	学校、専修学校、職業訓練校等に月64時間以上(目安)在学していること。	在学している期間
その他	前各事由に類するものとして市長が認める事由に該当すること。	

3 認定とは？

認可保育施設の利用を希望する場合には、市に「教育・保育給付認定申請書」を提出して、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定区分と主な利用先は以下のとおりです。

教育・保育給付認定区分	対象者	利用時間	主な利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、幼児教育を希望する場合	教育標準時間	認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育所部分)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育施設

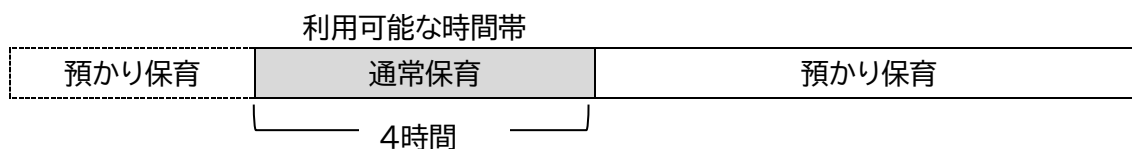
4 利用時間

それぞれの認定区分で利用時間が設定されます。

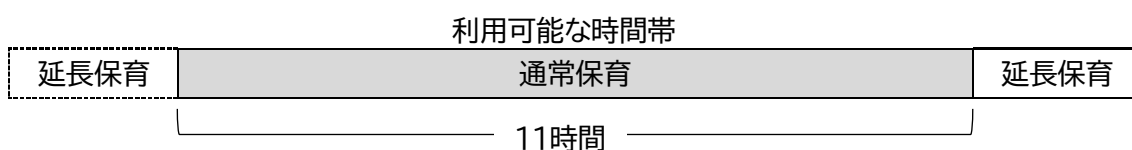
また、保育認定(2号認定、3号認定)については、保育の必要量(保育時間)に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定し、それぞれの利用可能な時間帯の範囲内で、各認定事由に応じた保育の利用が可能です。(原則、認定された事由以外利用はできません。)

なお、育児休業中、求職活動中の利用については、保育短時間での認定となります。

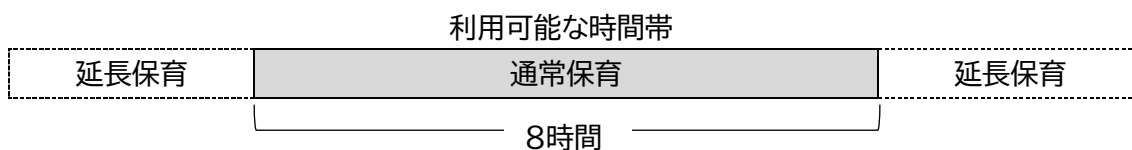
(1)教育標準時間(認定こども園の幼稚園部分)



(2)保育標準時間…月120時間以上の就労等



(3)保育短時間…月64時間以上120時間未満の就労及び育児休業中等



※ 各施設の利用時間は22ページ以降をご覧ください。

※ 預かり保育・延長保育料は各施設で異なりますので、その施設へお尋ねください。

5 利用者負担額(保育料)

(1)保育料の決定

保育料は、保育施設に入所した児童の世帯のうち、原則、保護者(父母等)の市町村民税の所得割課税額※により決定します。

【利用者負担額表】

単位:円

在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)	
階層 区分	定義		3 歳未満児クラス	
			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は児童福祉法による里親		0	0
第2	第 1 階層及び第 4 階層から第 11 階層までを除き、現年度分(4 月から 8 月までの間は、前年度分)の市町村民税非課税世帯			
第3	第 1 階層を除き、現年度分(4 月から 8 月までの間は、前年度分)の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	7,800	7,600
第4	第 1 階層を除き、現年度分(4月から 8 月までの間は、前年度分)の市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	1 円以上 58,000 円未満	11,900	11,600
第5		58,000 円以上 76,000 円未満	20,800	20,400
第6		76,000 円以上 97,000 円未満	29,700	29,100
第7		97,000 円以上 130,000 円未満	35,200	34,600
第8		130,000 円以上 190,300 円未満	44,000	43,200
第9		190,300 円以上 259,200 円未満	48,300	47,400
第10		259,200 円以上 388,500 円未満	56,000	55,000
第11		388,500 円以上	72,800	71,500
	1.父母以外の同居者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母のほか、家計の主宰者の市町村民税の所得割課税額も算入します。家計の主宰者の判断は、下記①～③等を総合的に勘案し、判断することになります。 ①児童を所得税の算定上扶養控除の対象としているか ②児童を健康保険等において扶養家族としているか ③その世帯において最多収入、最多納税者であるか 2.利用者負担額を決定する市町村民税の所得割課税額を計算する場合には、次の規定は適用しません。 下記の控除前の金額で決定します。 ア 寄付金税額控除 イ 外国税額控除 ウ 配当割・株式譲渡割 エ 配当控除 オ 住宅借入金等特別控除			

※「市民税・県民税納税通知書」または「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」等をご確認ください。

なお、算定の際に住民税の所得割課税額が確認できない場合、利用者負担額(保育料)を最高額で算定する場合がありますので、未申告の方は必ず申告をしてください。

(2)保育料の切り替え時期

令和9年4月～8月分	令和9年9月～令和10年3月分
令和8年度市町村民税に基づく保育料	令和9年度市町村民税に基づく保育料

※毎年9月が切り替え時期となります。

入所施設により支払い方法が異なります。詳しくは8ページ「(7)保育料の納付方法」をご確認ください。

(3) 幼児教育・保育の負担額について

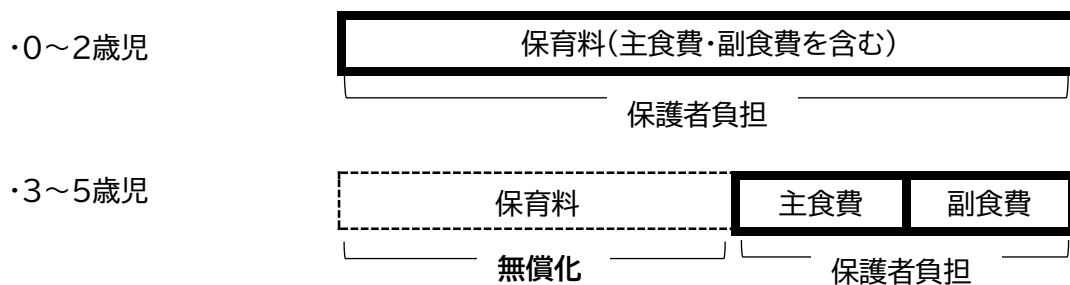
① 保育所・認定こども園【保育所部分利用】

利用者負担額(保育料)

3～5歳児クラス及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童については無償化となりますが、給食費等の実費負担はあります。

給食費

0～2歳児クラスの給食費については保育料の中に含まれていますが、3～5歳児クラスの場合、主食費及び副食費 ※(おかず、おやつなど)が保護者の実費負担となります。



※3～5歳児クラスの副食費については、次のいずれかの場合免除されます。

- ・世帯の市町村民税の所得割課税額が 57,700 円(ひとり親世帯等は 77,101 円)未満(年収 360 万円相当未満)である場合
- ・所得階層にかかわらず、小学校就学前の範囲内に同一世帯で子どもが3人以上いる場合の3人目以降の子ども

② 私立幼稚園・認定こども園【幼稚園部分利用】

利用料

満3歳児～5歳児を対象に、新制度未移行幼稚園は月額28,000円を上限、新制度幼稚園と認定こども園(幼稚園部分利用)は全額無償化となります。

◆桶川市内の幼稚園(桶川幼稚園、しろがね幼稚園、愛宕幼稚園)は新制度未移行幼稚園です。

◇主食費及び副食費※(おかず、おやつなど)は利用料に含まれず、保護者の実費負担となります。また、通園送迎費や行事費、教材費なども保護者の実費負担となります。

※副食費…満3～5歳児クラスは次のいずれかの場合、月額 5,100 円を上限に免除されます。

- ・世帯の市町村民税の所得割課税額が77,101円(年収360万円相当)未満である場合
- ・所得階層にかかわらず、小学校3年生以下の範囲内に同一世帯で子どもが3人以上いる場合の3人目以降の子ども

預かり保育

3歳児～5歳児及び市町村民税非課税世帯の満3歳児を対象に、保育の必要性が認められる場合、月額12,300円(市町村民税非課税世帯の満3歳児は17,700円)を上限に「490円×利用日数」を支給限度額として、預かり保育の利用に要した費用が免除となります。免除の対象となるためには、事前に市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

詳しくは、市または施設へお問い合わせください。

(4)ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯の保育料の軽減

- ① 市町村民税の所得割課税額が 48,600 円未満の世帯(第 1 階層及び第 2 階層を除く)の場合、生計を一にする年長の子どもから順に 1 人目は、利用者負担額表に定める額から 1,000 円を差し引いた額の半額、2 人目以降は無料となります。
- ② 市町村民税の所得割課税額が 48,600 円以上 58,000 円未満の世帯の場合、生計を一にする年長の子どもから順に 1 人目は半額、2 人目以降は無料となります。
- ③ 市町村民税の所得割課税額が 58,000 円以上 77,101 円未満の世帯の場合、生計を一にする年長の子どもから順に 1 人目は、保育標準時間の場合月額 9,000 円、保育短時間の場合、月額 8,800 円となり、2 人目以降は無料となります。

(5)きょうだいがいる世帯の利用者負担額の軽減

生計を一にする世帯に子どもが2人以上いる場合、市独自制度により兄弟の年齢に関わらず、2人目は半額になります。(2人目については、原則として手続きは必要ありませんが、別居で生計を一にする子がいる場合はお問合せください。)

また、3人目以降については、埼玉県補助制度により無料となります。

※3人目以降については書類提出が必要となりますので、入所決定後に詳細をご案内いたします。

(6)延長保育料

認定区分ごとに利用時間が設定されています。認定された通常の保育時間を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。

① 公立保育所

保育標準時間の利用は、月額 2,000 円、保育短時間の利用は、月額 1,000 円～3,000 円です。
(朝:1,000 円 タ:2,000 円)

② 私立保育所、認定こども園、地域型保育施設

各施設で延長保育料を定めておりますので、直接各施設へお尋ねください。

(7)保育料の納付方法

① 保育所(公立及び私立)

市へ納付していただきます。 納付方法は、原則、全員口座振替です。

※入所内定後に口座振替依頼書を提出していただきます。

※毎月、当月分をその月の末日(土日祝日の場合はその翌日)に引き落とします。

② 認定こども園、地域型保育施設

各施設へ納付していただきます。

※納付方法は各施設へ確認してください。

2. 保育施設の入所手続き

1 入所手続きの流れ

① 申込受付

・受付期間：令和8年10月15日（水）～21日（火）

受付日	東側区域在住の方	西側区域在住の方
10月15日（木）	○	
10月16日（金）	○	
10月17日（土）	○	○
10月18日（日）	受付はありません	
10月19日（月）		○
10月20日（火）		○
10月21日（水）	○	○

混雑緩和のため、お住まいの区域別の受付日でのお申し込みにご協力をお願いします。
指定日以外でも受付は可能です。

・受付時間：午前8時30分～午前11時30分、午後1時00分～午後5時00分

・受付場所：桶川市役所 保育課（2階）

郵送の場合、令和8年10月21日（水）消印有効 ※書類不備があった場合、申請を受け付けられません。

◆注意点◆

- ・入所決定は先着順ではありません。
- ・利用調整（選考）における年齢は、入所希望年度の4月1日時点の満年齢となります。
- ・申込後に申請内容に変更が生じた場合は、必ず保育課へ追加書類を提出してください。
受付期間後の変更については1次選考には反映させることはできません。

≪郵送の注意点≫

- ・10月21日（水）までの消印有効。以降の日付の申込は2次受付になります。
- ・書類に不備がある場合、申請は受け付けられません。窓口受付期間に書類一式を再提出してください。
- ・受領証の発行が必要な場合、切手貼付済のはがきを同封してください。
- ・郵便事故等による未着の責任は負いかねます。配達を確認できる簡易書留等の利用を推奨します。

② 教育・保育給付認定通知の交付

保育の必要な理由・保育の必要量等の認定にかかる申請内容を調査し、認定者に通知します。

発送予定：令和9年1月下旬

③ 利用調整結果の送付

提出された書類により、市が保育の必要性を審査し、桶川市保育施設入所基準調査表をもとに利用調整（選考）を行います。児童の保育を必要とする度合いの高い方から利用の内定を行います。申込み順ではありません。

- ・入所が内定した方には、「施設利用内定通知書」を送付します。
- ・入所ができない方には、「施設利用保留通知書」を送付します。

発送予定：令和9年1月下旬

2 内定の方・待機の方

内定の方【利用可能】

④ 面接

内定した保育施設で児童と一緒に面接を受けていただきます。(公立保育所は令和9年1月下旬～2月上旬を予定)詳細は施設利用内定通知書の同封書類にてご案内いたします。

※面接の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、利用内定が取り消しになることがあります。

⑤ 入所決定

面接の結果を踏まえ施設利用承諾通知書を送付します。【発送予定】 令和9年2月中旬

⑥ 入所説明会

決定した保育施設にて持ち物等についての説明をします。

⑦ 利用者負担額(保育料)決定

利用者負担額決定通知を送付します。 【発送予定】 令和9年4月上旬

待機の方【利用不可】

受付をした申込書等は令和10年3月31日まで有効です。毎月利用調整を改めて行いますので、入所が可能になりましたら再度通知いたします。

※利用不可の施設利用保留通知書の送付は初回のみとなり、毎月は送付しません。再発行が必要な場合は希望月の前月10日までにお電話ください。

※次の場合は、入所選考にかかわりますので、必ず保育課へ早急に連絡ください。

ア 世帯員に変更があるとき、 イ 就労状況が変わるとき、 ウ 市外へ転出するとき、
エ 申込みを取り下げたいとき、 オ 希望保育所を変更したいとき

3 育児休業中の方

育児休業の延長を許容できる場合の利用調整について

平成31年2月7日(最終改正:令和6年4月5日)付こども家庭庁の通知を踏まえ、保育所の入所申込において、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる方で「育児休業延長の許容に関する申出書」をご提出いただいた場合は、利用調整(選考)の優先順位を引き下げる取り扱いをしています。上記の取り扱いを希望する場合は、以下の確認事項を必ずお読みください。

- ① 「育児休業延長の許容に関する申出書」を提出した場合、利用調整(選考)において、優先順位を引き下げます。
- ② 利用調整(選考)の結果、希望施設に空きがある場合には、利用内定となります。
- ③ 利用内定になった施設を利用する意思がない場合には、速やかに保育課へご連絡いただき、「保育所等申込取下・内定辞退届」を提出してください。その場合、利用内定決定月の施設利用保留通知書の発行はできません。また、次月以降に再度入所選考を希望する場合には、利用調整において減点します。
- ④ 利用内定後、自己都合により辞退した場合、勤務先及びハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。
※育児休業制度および育児休業延長に必要な手続きについては、勤務先またはお近くのハローワークへお問い合わせください。
- ⑤ 育児休業・給付の延長手続きの際は、申込書類一式のコピーの提出を求められる場合がありますので、必ず提出前にコピーをとってください。
※一度ご提出いただいた申請書類一式は、お返しすることはできませんのでご注意ください。
- ⑥ 施設利用保留通知書は、初回のみの発行とします。翌月以降も施設利用保留通知書の再発行が必要な場合は申し出てください。
- ⑦ 「育児休業延長の許容に関する申出書」を取り下げる場合は、必ず申込提出期限内に保育課窓口までお越しください。期限を過ぎてからの申し出は、利用調整(選考)に入ってしまうため受け付けできません。

4 申込みに必要な書類

※①～⑥+該当者のみ必要な書類をすべて提出した時点で正式な申込みとなります。
※様式は桶川市ホームページからもダウンロードできます。

① 申込必要書類チェックリスト(児童1人につき1枚)

② 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書(児童1人につき1枚)

- ※マイナンバー確認書類(13ページ参照)を当日お持ちください。
※連絡先については、日中に連絡可能な連絡先を必ず記入してください。

③ 家庭状況書・兄弟姉妹入所にかかる意思確認票(児童1人につき1枚)

④ 保育を必要とすることの証明書(きょうだいで同時申込の場合、1部原本、他コピー可)※下表参照

・保護者及び同居する18歳以上65歳未満の親族等全員分

(祖父母等の同居・別居について、住民票上は世帯分離していても同一住所にお住まいの場合、同居の扱いになります。ただし、同一住所でも別棟にお住まいの場合は別居扱いになります。また、高校生は不要です。)

就労の場合	就労証明書 ・令和8年9月1日以降に証明されたもので、令和9年4月1日時点の内容を記載してください。 ・就労が内定している場合も就労予定を記載してください。 ・現在、就職活動中の学生の場合は、「就学」として必要書類を提出してください。就労が決まり次第、就労証明書の提出が必要です。 ・必ず事業主が記入してください。本人が記入したものは無効です。(自営業の場合は本人が記入) ・有期雇用の場合は、雇用期間の終了までが承諾期間となります。(雇用期間が終了する前までに、新しい雇用期間の就労証明書の提出が必要です。) 自営業の場合、以下の添付書類を併せて提出してください。 ・客観的に事業を行っていることが分かる書類の写し 【例】 個人事業の開業届、確定申告書の控え、源泉徴収票、申込み前月分の仕入伝票や報酬記録等
就学・出産・障害・疾病・その他の理由の場合	<u>(a)と(b)両方の提出が必要です。</u> (a)保育を必要とする状況申告書 令和9年4月1日時点の状況が分かるよう記載してください。 (b)理由別に以下の書類を添付 【就学】 在学証明書及び授業の時間が分かるカリキュラムの写し 【出産】 母子手帳の表紙及び出産(分娩)予定日の記載のページの写し 【障害】 手帳等の写し 【疾病】 診断書の写し(診断書(証明日が令和8年9月1日以降のもの)には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看(介)護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。)
介護・看護の場合 (同居の親族に限る)	<u>(a)と(b)両方の提出が必要です。</u> (a)介護・看護状況申告書 (b)介護・看護を受ける人の診断書又は手帳等の写し (診断書(証明日が令和8年9月1日以降のもの)には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看(介)護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。)
求職中の場合	求職中の状況申告書

⑤ 健康調査票(児童1人につき1枚)

⑥ 重要事項確認票(同意書)(児童1人につき1枚)

申込み当日にお持ちいただくもの(郵送の場合、写しを同封)

◆マイナンバー確認書類 ※原本持参◆

(1)番号確認書類(世帯全員分) いずれか1点

・マイナンバーカード ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票 ・個人番号通知書

(2)身元確認書類(来庁者のみ)

1点で確認できるもの (顔写真付の公的証明書)	左記のものがない場合(A2点または A1 点と B1点)	
・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 等	A(顔写真なしの公的証明書)	B(顔写真付きの証明書)
	・資格確認書 ・こども医療費受給資格証 ・特別児童扶養手当証書 ・児童扶養手当証書	・公的機関発行の資格証明証 ・学生証 ・法人が発行した証明書

5 該当者のみ提出が必要な書類

状況	必要な書類
ひとり親の方	児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し(対象外世帯の場合は戸籍謄本等) ※申請書の「家庭状況」の欄に記入してください。 ※上記書類が間に合わない場合は、離婚届受理証明書等。 上記書類が整い次第、早急にご提出ください。
離婚調停(裁判)中で、ひとり親の扱いを希望する場合	離婚調停(裁判)を証明する書類 ※公的な証明書等がない場合、両親の保育を必要とする証明書類の提出が必要です
生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	生活保護受給証明書 ※申請書の「生活保護」欄に記入してください。
同一世帯に障害者手帳等所持者がいる方	手帳の写し、特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給がわかる書類のいずれか1つ ※申請書の「障害者手帳等の有無」の欄に記入してください。
児童のきょうだいが障害児の通園施設等を利用している場合	園が発行する「在園証明書」又は「入園証明書」 ※幼稚園の場合は提出の必要はありません。
転入予定の場合	①転入に関する誓約書 ②売買・賃貸借契約書等の写し
出生前(申請時)の方	母子手帳の表紙及び分娩(出産)予定日の記載ページの写し

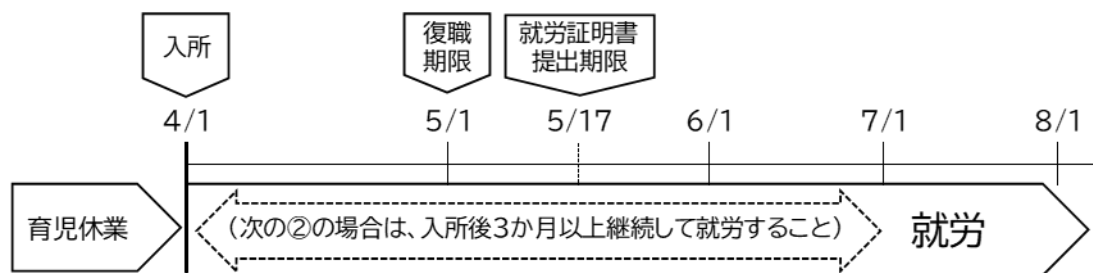
6 申込み時の注意事項

① 育休明け・産休明けでの申込み

令和9年3月31日から4月30日までに育児休業が終了し、復職する人が対象です。令和9年5月1日までに復職することが条件となります。復職後、復職したことを証明する書類(復職済みと記載の就労証明書)を令和9年5月17日(月)までに提出してください。

※入所月の翌月1日までに復職しない場合の育児休業中の申込みはできません。

《例》



※復職とは、「育児休業・産後休業を取得している勤務先に復帰すること」です。申込み時とは別の勤務先に転職しても復職したことにはなりません。

(申込み時の勤務条件を基に選考していますので、復職後の勤務条件はこれと同等以上であることが必要です。復職前後で部署の異動、派遣先の変更があった場合も同様です。勤務条件が変わり指数が下がった場合は、利用決定又は利用内定が取消しとなります。)

② 申込み時に2人目以降のお子さんを妊娠されている場合の申込み

これから産まれてくるお子さんの育児休業を取得する予定で、上のお子さんの申込みをされる方は、入所後(または育休復帰後)3か月以上継続して就労することが見込めない場合は「就労」を理由とした申込みは出来ません。③妊娠・出産の申込みは可能です。

③ 妊娠・出産での申込み

出産を理由に入所された場合、出産予定日の翌々月末で退所となります。就労等ほかの要件による継続入所はできません。引き続き入所を希望する場合は、一度退所していただき、再度入所の申込みしてください。

④ 就労・求職活動での申込み

労働することを常態とすることの目安は「1日4時間以上で、週4日以上勤務」です。入所後3か月以上継続して就労することが条件です。また、求職活動の申込みは年度に1回限り可能です。

⑤ 就労証明書について

就労状況を確認するため、就労先に問い合わせることがあります。虚偽の報告や、利用承諾後に申請内容に変更が生じた場合は、利用承諾を取り消す場合があります。

⑥ 4月1日から就労を開始する場合

新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みが記載された就労証明書を提出してください。就労実績を3か月分記載された就労証明書を3か月経過後に改めて提出してください。

⑦ 2か所以上で就労している場合

勤務している全ての事業所が作成した就労証明書を提出してください。提出の際にダブルワーク等である旨を必ずお伝えください。

⑧ 申込み後に家庭状況(就労状況、世帯の状況等)に変更があった場合

選考指数が変わる可能性がありますので、速やかに保育課へご連絡ください。

※申込内容に事実との相違や虚偽があった場合、利用承諾を取り消す場合があります。

⑨ 年度途中の申込みについて

年度途中(5月以降)の入所は、前月5日頃が申込締切です。4月入所申込みで待機となった方は、当初申込書類をもとに引き続き毎月入所調整(選考)を行います。世帯状況等に変更が生じた場合は、必要書類を申込締切日※までに提出してください。※入所希望日の前月5日。5日が土日・祝日の場合は翌日。

⑩ 滞納がある場合

同一世帯において保育料または放課後児童クラブ負担金等の滞納がある場合、審査で不利となる場合があります。申込前に必ず納付を済ませてください。また、入所後に滞納が続く場合は退所していただく場合があります。

⑪ 希望施設の見学について

希望する施設への事前の見学をお勧めします。直接保育施設へ電話し、予約してください。

⑫ お子さんに障害がある、または気になる症状がある場合の申込み

該当する場合は、窓口で必ずお申出ください。集団保育が可能であるお子さんが申込みの対象となります。定員に空きがあったとしても、施設側の受入体制が整わないときは、入所できない場合もあります。

⑬ 内定辞退について

内定通知後に辞退された場合、その年度内は指数が減点されるため、その後の選考に影響があります。

なお、内定を辞退する場合には、速やかに保育課に連絡のうえ、「保育所入所内定辞退・申込取下届」を提出してください。

7 出産前のお子様に関する入所申込について

妊娠中から申込みができます。複数の施設を見学してから申込みをお勧めしています。市が発行する「幼稚園・保育施設情報誌」や各施設のホームページもご覧ください。

申込みから入所までの流れは以下のとおりです。

- ① 申込書等の書類の氏名欄は空欄としてください。
- ② 申込時に、母子手帳の写し(表紙と分娩(出産)予定日の記載ページ)が必要です。
- ③ 出産後、出産日と母子の状況を速やかに保育課へお電話でお知らせください。
- ④ 出生届の提出や住民登録の完了後に、入所に必要な手続きがあります。必ず保育課窓口へお越しください。
※入所時に、児童の誕生日から数えた日数が、指定する保育年齢に達していることが必要です。希望する施設の情報をよく確認してください。
- ⑤ 市の選考が終了しましたら、内定(または待機)の選考結果を通知します。
- ⑥ 内定した場合は、保育施設での面接を行っていただき、面接内容を踏まえて入所の可否を決定します。

◆ M E M O ◆



8 市外からの申込み・市外の保育施設への申込み

●転入・転出(予定を含む)がある場合

	桶川市民の方が、市外へ転出し、 市外の保育施設を希望する場合	桶川市外の方が、桶川市へ転入し、 市内の保育施設を希望する場合
受付場所	転出先市区町村の保育担当課	桶川市保育課(郵送可)
受付期間	転出先の市区町村へお問い合わせください。	令和8年10月15日(木)～10月21日(水) ※消印有効
申込書類	転出先の市区町村へお問い合わせください。	①桶川市所定の申請書類一式 (12ページ①～⑥、13ページ該当書類) ②桶川市様式「転入に関する誓約書」及び 売買・賃貸借契約書等
注意事項	<現在、桶川市の保育施設に通っている方> ・転出及び転出先市区町村の保育施設に通うことが決まった場合 ⇒速やかに「退所届」を桶川市へ提出してください。 ・転出先市区町村の保育施設が待機となった場合 ⇒転出後も桶川市の保育施設に引き続き通いたい場合は、必ず転出先市区町村の保育担当課にお申込みください。	・入所希望日の前日までに桶川市へ住民登録をする場合に、転入予定として取り扱います。 (例:4月1日入所の場合、3月31日まで) ・保育料は、市区町村民税所得割課税額をもとに算定しますので、未申告の方は必ず申告をしてください。 ・桶川市市民課での転入手続き後、保育課窓口まで必ずお越しください。

●転入・転出(予定を含む)がない場合

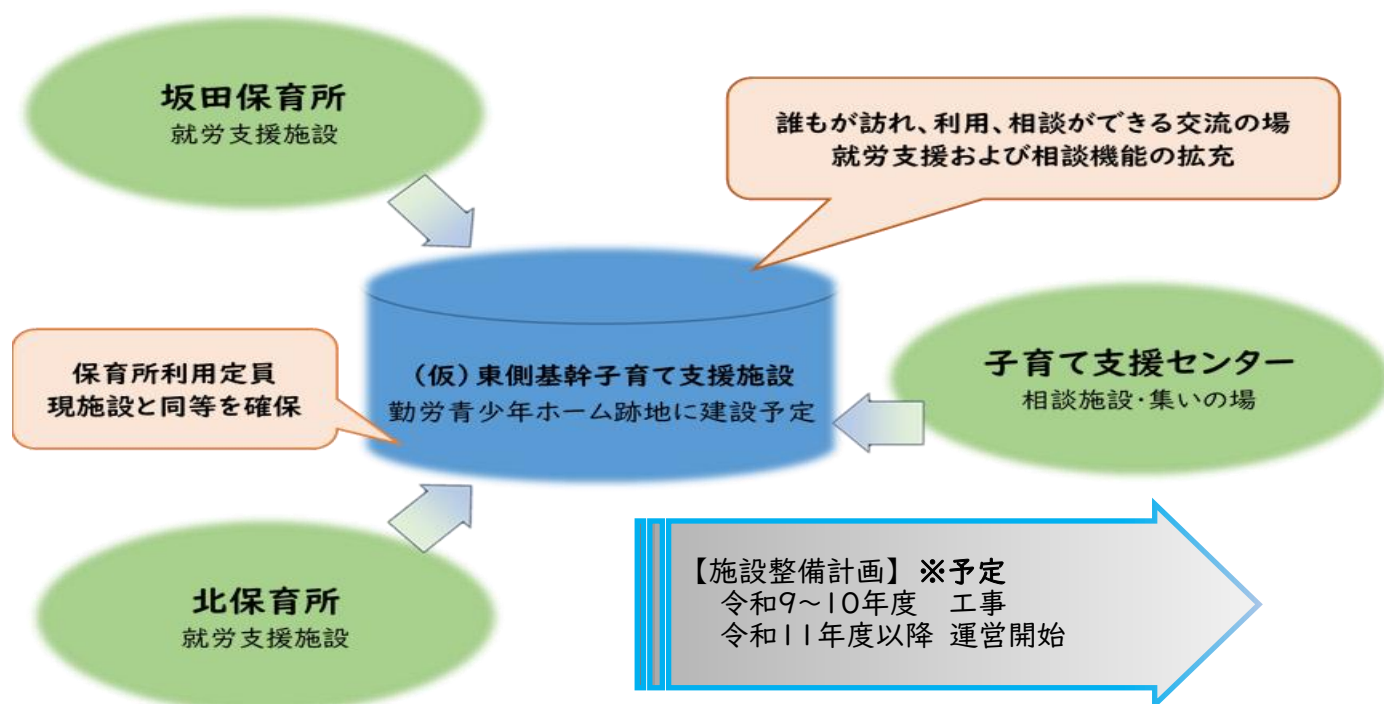
	桶川市民の方が桶川市外の保育施設を 希望する場合	桶川市外の方が桶川市内の保育施設を 希望する場合
受付場所	桶川市保育課 (転出予定の方は、転出先市区町村の保育担当課にお問い合わせください。)	住民登録地の市区町村保育担当課
受付期間	桶川市保育課での受付後に、希望する保育施設所在地の市区町村へ申請書類を郵送します。 希望する保育施設所在地の市区町村の受付期日の7日前までに、桶川市保育課へ提出してください。	住民登録地の市区町村保育担当課での受付後に、桶川市保育課へ郵送されます。 令和8年10月21日(水)までに桶川市保育課へ届いた申請書類を選考の対象とします。 ※詳細な締切は住民登録地へ確認してください。
申込書類	①12、13ページの必要書類 ②希望する保育施設所在地の市区町村の指定する書類	①住民登録地の市区町村の申請書類一式 ②桶川市様式「重要事項確認票(市外在住者用)」
注意事項	事前に、希望する保育施設所在地の市区町村に受付期日及び必要書類の確認をしてください。	桶川市内在住者優先となります。

9 北保育所および坂田保育所の老朽化に伴う再編整備予定について

現在、核家族化の進展、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに不安や悩みを抱える家庭が増加していることから、子育て全般に対する支援の重要性が増しているものと考えています。

このように子育てを取り巻く環境が変化しているなか、子育て世帯が利用する就労支援施設である北保育所と坂田保育所は、建築後 50 年以上経過し、施設の老朽化が進んでいることから、2施設の現状を踏まえ、建替えが必要であると考えております。

そこで、保育所の老朽化対策にあわせて、子育てを取り巻く環境変化に対応し、子育てに関する支援を充実させることを目的に、就労支援と相談機能の強化を図り、就労の有無にかかわらず、誰でもが気軽に訪れ、利用、相談ができる交流の場の提供、子育ての負担や不安、孤立感等を和らげ、地域で子育てしやすい環境づくりを推進するため、子育て世代が気軽に集える子育て支援の基幹となる施設として、保育所と子育て支援センターが一体となった施設を整備する予定で計画しています。



【北保育所・坂田保育所を利用する皆さんに関わること】

- ◆新しい施設については、令和 11 年度以降に運営開始を予定しています。
- ◆令和9年度に0歳児クラス、1歳児クラス、2 歳児クラス、3 歳児クラスに所属となるお子様は、卒園前に保育所が移転する可能性がありますので、移転する可能性を考慮のうえ、お申込みくださるようお願いします。
- ◆今後、事業の進捗にあわせて、随時、皆さんにお知らせいたします。

10 よい保育施設の選び方

- 1 **まずは情報収集を**
保育課や子育て支援センターの窓口などから、情報の収集や相談をしましょう
- 2 **事前に見学を**
決める前に必ず施設を見学しましょう
- 3 **見た目だけで決めないで**
キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう
- 4 **部屋の中まで入ってみて**
見学の時は、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう
- 5 **子どもたちの様子を見て**
子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう
- 6 **保育する人の様子を見て**
 - ・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
 - ・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
 - ・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
 - ・保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう
- 7 **施設の様子を見て**
 - ・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
 - ・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
 - ・陽当たりや風通しが良いか、また、清潔か、見てみましょう
 - ・冷暖房の設備は完備されているか見てみましょう
 - ・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう
- 8 **保育の方針を聞いて**
 - ・園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
 - ・どんな給食が出ているか、聞いてみましょう
 - ・連絡帳などで家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう
- 9 **預け始めてからもチェック**
預け始めてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう
- 10 **不満や疑問は率直に**
不満や疑問があったら、すぐに相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

(参考 厚生労働省「よい保育施設の選び方 十か条」より)

11 よくある質問 ～Q&A～

問1	求職中でも申込みはできますか？
----	-----------------

⇒答: できます。(年度内に1回限り)

入所した場合、入所日の属する月の翌月の15日までに「就労証明書」を提出してください。

これにより入所の理由が就労に変わり、保育の実施期間が延長されます。

問2	希望の保育所は、見学に行ってから決めたほうがよいでしょうか？
----	--------------------------------

⇒答: 保育所ごとに保育方針や入所後に準備していただく物などが異なっていますので、入所申込み前に一度保育所に見学へ行っていただくことをお勧めしています。見学は、直接各保育施設に電話でお問い合わせください。

問3	ならし保育はいつ行うのですか？
----	-----------------

⇒答: 入所の承諾を受けたその月の1日(1日が日曜日、祝日の場合はその翌日)から約1週間～2週間(お子さんの状況に応じて対応)のならし保育が必要となります。入所承諾期間より前におこなっていません。

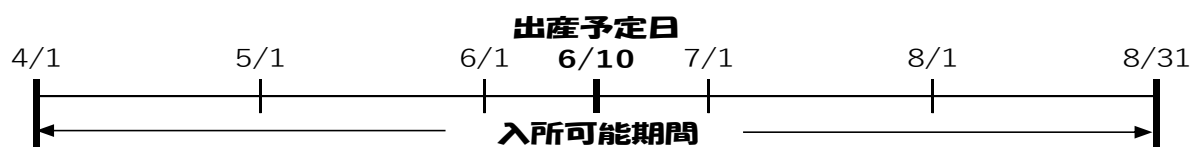
問4	教育・保育給付認定決定通知書が届きましたが、入所できますか？
----	--------------------------------

⇒答: 必ず入所できるわけではありません。まず、保育所や認定こども園等を利用するには、市で保育の必要性の認定をし、教育・保育給付認定決定通知書を交付します。認定を受けても入所が決まったわけではありません。認定後、保育所や認定こども園等の入所について、市では入所の選考(利用調整)をし、入所を決めていきます。

内定の可否については、施設利用内定通知書または施設利用保留通知書でご確認ください。

問5	現在妊娠中ですが、上の子を保育所に預けることはできますか？
----	-------------------------------

⇒答: 保育の必要な事由で「妊娠・出産」として申込みができます。**出産予定日の前々月の月初から出産予定日の翌々月の月末まで**となります。ただし、申込みをしていただき、入所の利用調整をさせていただくため、申込みをしたからといって必ず入所できるわけではありません。



※出産日が予定日より前後した場合でも、一度承諾した期間については変更いたしません。

問6	3号認定の場合、満3歳になったときに何か手続きはありますか？
----	--------------------------------

⇒答：満3歳になると、3号認定から2号認定に変更となります。ただし、市が認定を行うもので、保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。また、3号認定から2号認定になっても、3歳になる年度中は、保育料は2歳児クラスとしての保育料をお支払していただくことになります。

問7	2歳児までの定員しかない保育所に入所した場合、3歳児になる時に、就学前までの保育所への入所を希望できますか？
----	--

⇒答：できますが、その場合、改めて申込みが必要となります。

問8	兄弟姉妹で申込みをし、選考の結果1人しか内定が出なかった場合、どうすればいいですか？
----	--

⇒答：1人でも先に入所した場合、求職中、就労内定、育児復帰の保護者は就労(復職)する必要がありますので、入所できなかった子の預け先を確保する必要があります。

問9	保育所は申し込みれば必ず入所できますか？
----	----------------------

⇒答：希望施設の空き状況、申込状況、保育の必要性の高さによって決まりますので、入所できない場合もあります。そのため、希望施設を多くすることにより、入所できる可能性が広がりますので、ご検討ください。また、例年、公立保育所及び認定こども園をお申込みされる方が多いため、他保育施設もご検討ください。

問10	準備が間に合わない書類があっても申し込みますか？
-----	--------------------------

⇒答：提出の際に、「必要書類」及び保育の必要性が確認できる書類が揃わなければ申し込むことはできません。「申込みに必要な書類」及び「該当者のみが必要な書類」(12、13ページ参照)を必ずご提出ください。

問11	日曜・祝日の保育の利用はできますか？
-----	--------------------

⇒答：桶川なのはな なかよし保育園で休日保育を実施しております。利用手続き等の詳細は、桶川市ホームページに掲載しています。

※保育の利用は、通園中の平日の保育と休日保育を合わせて1週間で、6日間の利用に限ります。そのため、休日保育を利用した場合は利用した週に代替休日を取得していただく必要がございます。

※一時預かりではないので冠婚葬祭や保護者様のリフレッシュ等の目的では利用できません。

3. 保育施設の紹介

保育所

保育所とは、就労などのため家庭で保育のできない保護者にかわって児童を保育する施設です。

・公立保育所とは…

桶川市が直接施設を管理運営しています。保育内容はほぼ同じですが、環境や規模が各施設で異なるため、雰囲気が違います。

・私立保育園とは…

長い歴史のある園や新設保育園、系列の幼稚園がある園など、それぞれ保育内容にも特長があります。

※詳細は各施設にお問い合わせください。

※延長保育等の利用は料金がかかります。施設へお問い合わせください。

◆保育所の休日◆

①日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

②その他、施設が必要と認めた日

●各施設の概要【保育所】

区分	施設名称	所在地	電話番号	利用定員	保育年齢	開所時間	利用時間	
							保育標準時間	保育短時間
公立	桶川市 鴨川保育所	下日出谷東 1-3-4	048 786-1437	96	満10か月 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	★桶川市 北保育所	北 1-15-28	048 771-2014	72	満10か月 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	★桶川市 坂田保育所	坂田 1559-1	048 728-4653	90	生後43日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	桶川市 日出谷保育所	上日出谷南 3-4-7	048 787-0593	117	生後43日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
私立	桶川たんぽぽ 保育園	下日出谷西 1-17-14	048 786-5423	110	生後43日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	カレッジ ライト 保育園	若宮 1-1-13	048 789-0888	40	生後43日目 ～2歳児	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	桶幼どれみ保育園	寿 2-10-4	048 771-2258	48	生後43日目 ～2歳児	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	アートチャイルド ケア桶川	朝日 1-27-3	048 778-1216	60	生後57日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	さくら保育園	東 2-5-25	048 778-1680	110	生後43日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	メリーポピンズ 桶川ルーム	若宮1-5-2 パトリア桶川4階	048 856-9452	66	生後57日目 ～就学前	7:00 ～20:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	桶川なのはな なかよし保育園	若宮1-3-9 プリマヴェーラ	048 782-7722	56	生後43日目 ～就学前	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	※なのはな保育園	川田谷3267	048 787-0970	43	生後43日目 ～就学前	7:00 ～20:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30

★北保育所及び坂田保育所は、老朽化に伴う再編整備を予定しています。新しい施設は、令和11年度以降に開園予定です。

※なのはな保育園は、令和9年4月1日より認可保育園へ移行に向けて手続きを進めていく予定です。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持った施設です。3歳児クラスになると日中は幼稚園児と同様のカリキュラムを受けます。

※制服や教材費などの費用が別途かかります。

※延長保育料等については、＜5 市内幼稚園等(預かり保育事業)＞P28を参照してください。

※3歳以上児クラスで認定こども園の入所を希望する場合は、別途園での直接手続きが必要な場合があります。

※詳細は各施設にお問い合わせください。

◆認定こども園の休日◆

- 1号認定 ①長期休業(夏期・冬期・春期)
 ②開園記念日
 ③日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
 ④その他、施設が必要と認めた日
- 2・3号認定 ①日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
 ②その他、施設が必要と認めた日

●各施設の概要【認定こども園】

区分	施設名称	所在地	電話番号	利用定員	保育年齢	開所時間	利用時間		
							教育標準時間	保育標準時間	保育短時間
私立	認定こども園 ひがし幼稚園 ひがし保育園	東 1-6-25	048 771-6427	保 ⁹⁰	2歳児～ 就学前	7:00～ 19:00		7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
				幼 ³⁵	満3歳～ 就学前		9:00～ 14:00		
	桶川ときわ こども園	鴨川 1-1-43	048 786-0162	保 ⁹⁰	満6か月～ 就学前	7:00～ 18:30		7:00～ 18:00	8:00～ 16:00
				幼 ²³⁰	満3歳～ 就学前		9:00～ 14:00		
	認定こども園 ひだまり	川田谷 3821-3	048 787-0029	保 ⁹⁰	1歳児～ 就学前	7:00～ 19:00		7:30～ 18:30	8:30～ 16:30
				幼 ⁵²	満3歳～ 就学前		10:00～ 14:00		
	うさぎ こども園	倉田103	048 728-2981	保 ⁶⁰	1歳児～ 就学前	7:30 ～18:30		7:30 ～18:30	8:00 ～16:00
				幼 ⁶⁰	満3歳～ 就学前		10:00～ 14:00		

地域型保育施設

・小規模保育施設とは…

0・1・2歳児クラスのみで定19名以下の少人数制、アットホームな保育が特長です。各園を卒園する年度には、新規で保育施設を申し込むまたは幼稚園利用の手続きが必要です。

・事業所内保育施設とは…

事業所が運営している定員19人以下の保育施設です。事業所で働く従業員のお子さんに加え、地域のお子さんもお預かりしています。卒園する年度には、新規で保育施設を申し込むまたは幼稚園利用の手続きが必要です。

※詳細は各施設にお問い合わせください。

◆小規模保育施設・事業所内保育施設の休日◆

- ①日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- ②その他、施設が必要と認めた日

●小規模保育施設の概要

区分	施設名称	所在地	電話番号	利用定員	保育年齢	開所時間	利用時間	
							保育標準時間	保育短時間
私立	あゆみ保育園	南1-2-21	048 771-8349	19	生後43日目 ～2歳児	7:00 ～19:30	7:30 ～18:30	8:30 ～16:30
	バンビ・ナ桶川 ビューター園	若宮1-4-30 ビューターおけがわ 1-111	048 783-3692	19	生後90日目 ～2歳児	7:00 ～20:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30
	ひがし保育園 乳児室	南2-1-12	048 871-5186	19	満10か月 ～1歳児	7:00 ～19:00	7:00 ～18:00	8:30 ～16:30

●事業所内保育施設の概要

施設名称	所在地	電話番号	利用定員	保育年齢	開所時間	利用時間	
						保育標準時間	保育短時間
埼玉ヤクルト保育園 桶川東もぐもぐ 保育ルーム	坂田東1-1-4	080 4145-4851 048 782-5366	19	満6か月 ～2歳児	7:30 ～19:00	7:30 ～18:30	8:30 ～16:30

おけがわ子育てマップ

主な施設 (西口)

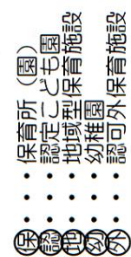
- ① 桶川市役所
- ② 桶川市保健センター
- ③ 桶川市児童発達支援センター分室
- ④ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)
- ⑤ 中央図書館
- ⑥ 川田谷生涯学習センター

主な施設 (東口)

- ⑬ 桶川図書館
- ⑭ 桶川公園
- ⑮ 児童館
- ⑯ 桶川東公民館
- ⑰ 地域福祉活動センター

主な施設 (南口)

- ⑦ 川田谷公民館
- ⑧ 川田谷図書館
- ⑨ 桶川サン・アリーナ
- ⑩ 桶川市民ホール
- ⑪ 日出谷子育て支援センター
- ⑫ 桶川市教育支援センター
- ⑬ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)
- ⑭ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)
- ⑮ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)
- ⑯ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)
- ⑰ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)
- ⑱ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)
- ⑲ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)
- ⑳ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)
- ㉑ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)
- ㉒ 桶川市児童発達支援センター(いずみの学園)



高崎市マスコミキャラクター
オケちゃん

4. その他の保育サービス

1 病児・病後児保育

病気やケガをしたとき、あるいはその回復期にある児童を、保護者が就労などにより自宅で保育できないときに、市が委託している専用の保育室で一時的に預かります。(事前登録が必要です)

対象児童	生後 6 か月～小学校 3 年生まで
利 用 日	月曜日～金曜日(1 日単位で連続 7 日まで)
利用時間	午前 8 時～午後 6 時
利用料金	1 日 2,500 円(桶川市外の方は 5,000 円) ※ 別途昼食代等がかかります。
施 設 名	桶川市病児・病後児保育室 カオルキッズランド・ケアルーム
電 話	048-767-7039
住 所	桶川市泉 1-9-40 マンションまいやしき1B
登録申請	桶川市保育課 Tel048-788-4947(直)
	カオルキッズランド保育園 Tel048-789-0888

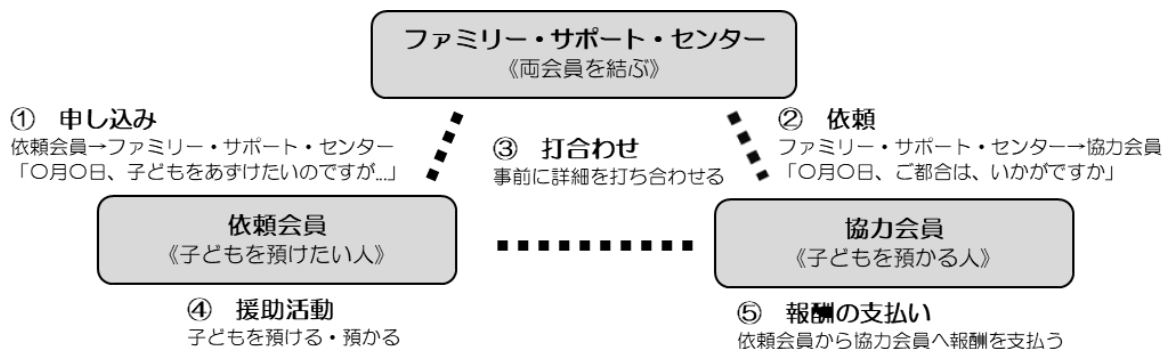


※令和 9 年度に認定こども園ひがし幼稚園ひがし保育園への移行を予定しております。詳細は決定次第改めてお知らせします。

2 ファミリー・サポート・センター

保育施設や放課後児童クラブ、習い事への送迎、自分の時間が欲しい、リフレッシュのために子どもを預けたいなど、「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助をしてくれる人」が相互に助け合うシステムです。随時依頼会員と協力会員を募集しています。お気軽にお電話ください。

●ファミリー・サポート・センターのしくみ《活動は①～⑤の流れとなります》



●報酬

援助時間	報酬
平 日(月～金曜日)／午前7時～午後7時	700円／1時間
平 日(月～金曜日)／上記以外の時間	800円／1時間
土・日・祝日及び年末年始	800円／1時間

●問合せ・申込み先●

桶川市福祉部こども未来課
Tel 048-788-4944

3 認可外保育施設

認可を受けていませんが、認可外保育施設指導監督基準に基づいている保育施設です。

施設名称	所在地	電話番号 市外局番 (048)	保育年齢	特別保育実施		
				一時	休日	夜間・早朝
いなほ保育園	川田谷4593-10	048 786-5970	生後 2 か月から 就学前まで			
クイーンズビラ桶川 いちご保育園 (事業所内保育事業)	坂田 845-1	048 728-8887	満 6 か月から 就学前まで	○	○	
BABY-BEAR nursery school 桶川園 (企業主導型保育事業)	坂田西 1-8-3	048 674-6106	生後 6 か月から 3 歳児まで	○	○	○

※事業所等で児童を預かる保育施設で、当該事業所で保護者が勤務していなくてもご利用できます。

認可外保育施設等の無償化について

「幼児教育・保育の無償化」により、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

《対象施設》 ※無償化対象施設については、市へお問い合わせください。

◆都道府県等に届出をした認可外保育施設(一般的な認可外保育施設や、ベビーシッター、事業所内保育所等)※令和8年9月時点で、いなほ保育園は対象外です。

◆一時預かり事業 ◆病児保育事業 ◆ファミリー・サポート・センター事業

《利用料》

3～5歳児クラスについては月額 40,300 円、市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスについては月額 45,700 円を上限に無償となります。

食材料費、通園送迎費や行事費、教材費は利用料に含まれず、保護者負担となります。

なお、無償化の対象となるためには、施設を利用する前に市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。詳しくは、市へお問い合わせください。

4 一時保育施設

保育所に入所していないお子さんを保育所に一時的に預けることができます。短期間の就労、冠婚葬祭などだけでなく、保護者のリフレッシュでも利用できます。

申込みや各保育施設の受入れ人数は、日々の保育状況で異なりますので、直接保育施設へお問い合わせ下さい。

また、詳しい利用料金や事前の手續等に関しても、直接保育施設にご確認下さい。

5 市内幼稚園等(預かり保育事業)

●幼稚園

施設名称	所在地	預かり保育				
		開園前		放課後		季節 休園
	電話番号	時間	保育単価	時間	保育単価	
おけがわ幼稚園	寿 2-10-4	7:00 から 7:30 まで	500 円/30 分	14:00 から 18:30 まで	200 円/30 分	実施
	048 771-1238	7:30 から 8:30 まで	200 円/30 分	18:30 から 19:00 まで	500 円/30 分	
しろがね幼稚園	坂田西 2-49-1	7:30 から 8:00 まで	150 円/30 分	14:30 から 18:00 まで	150 円/30 分	実施
	048 728-4004					
愛宕幼稚園	上日出谷南 1-24-12	8:00 から	無料	14:00 から 16:00 まで	400 円/1 回	実施
	048 786-7277			14:00 から 18:00 まで	800 円/1 回	

☆入園を希望する場合は、直接幼稚園にお申込みください。無償化給付を受けるためには、入園手続きを終えた後、幼稚園を利用する前に新1号～新3号認定(施設等利用認定)を受ける必要があります。

☆月極利用の実施について別途定めている園もございます。

☆半日保育日・季節休園・土曜日等の実施につきましては、直接幼稚園にお問い合わせください。

●認定こども園

施設名称	所在地	預かり保育				季節 休園
		開園前		放課後		
	電話番号	時間	保育単価	時間	保育単価	
認定こども園 ひがし幼稚園 ひがし保育園	東 1-6-25	7:00 から 9:00 まで	300 円/1回	14:30 から 18:00 まで	500 円/1 回	実施
	048 771-6427			18:00 から 19:00 まで	300 円/30 分	
桶川ときわ こども園	鴨川 1-1-43	8:00 から 8:30 まで	220 円/30 分	14:00 から 18:00 まで	220 円/60 分	実施
	048 786-0162					
認定こども園 ひだまり	川田谷 3821-3	7:00 から 8:00 まで	200 円/1 回	15:00 から 18:00 まで	150 円/60 分	実施
	048 787-0029	7:30 から 8:00 まで	150 円/1 回	18:00 から 19:00 まで	250 円/15 分	
うさぎ こども園	倉田 103	7:30 から 8:30 まで	100 円/1回	15:00 まで	100 円/60 分	実施
	048 728-2981	8:30 から	無料	18:00 まで	100 円/30 分	

☆幼稚園部分の入園を希望する場合は、直接認定こども園にお申込みください。無償化給付を受けるためには、入園手続きを終えた後、認定こども園を利用する前に1号(教育保育給付認定)+新2号・新3号認定(施設等利用認定)を受ける必要があります。

☆月極利用の実施について別途定めている認定こども園もございます。

☆半日保育日・季節休園・土曜日等の実施につきましては、直接認定こども園にお問い合わせください。

5. 令和9年度クラス早見表・入所可能クラス一覧

●クラス早見表

クラス年齢	生年月日	保育終了期間	
		就学前	満3歳
0児歳クラス	令和8年4月2日～	令和15年3月31日	令和12年3月31日
1歳児クラス	令和7年4月2日～ 令和8年4月1日	令和14年3月31日	令和11年3月31日
2歳児クラス	令和6年4月2日～ 令和7年4月1日	令和13年3月31日	令和10年3月31日
3歳児クラス	令和5年4月2日～ 令和6年4月1日	令和12年3月31日	\
4歳児クラス	令和4年4月2日～ 令和5年4月1日	令和11年3月31日	
5歳児クラス	令和3年4月2日～ 令和4年4月1日	令和10年3月31日	

●入所可能クラス一覧

		0歳児 (入所月1日時点)	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
公立 保育所	鴨川保育所	満10か月～	○	○	○	○	○
	北保育所	満10か月～	○	○	○	○	○
	坂田保育所	生後43日目～	○	○	○	○	○
	日出谷保育所	生後43日目～	○	○	○	○	○
私立 保育所	桶川たんぼぼ保育園	生後43日目～	○	○	○	○	○
	カオルキッズランド保育園	生後43日目～	○	○	\	\	\
	桶幼どれみ保育園	生後43日目～	○	○	\	\	\
	アートチャイルドケア桶川	生後57日目～	○	○	○	○	○
	さくら保育園	生後43日目～	○	○	○	○	○
	メリーポピンズ桶川ルーム	生後57日目～	○	○	○	○	○
	桶川なのはな なかよし保育園	生後43日目～	○	○	○	○	○
	なのはな保育園	生後43日目～	○	○	○	○	○
認定 こども園	認定こども園ひがし幼稚園 ひがし保育園	\	\	○	○	○	○
	桶川ときわこども園	満6か月～	○	○	○	○	○
	認定こども園ひだまり	\	○	○	○	○	○
	うさぎこども園	\	○	○	○	○	○
小規模 保育施設	あゆみ保育園	生後43日目～	○	○	\	\	\
	バンビーナ桶川ビュータワー園	生後90日目～	○	○	\	\	\
	ひがし保育園乳児室	満10か月～	○	\	\	\	\
事業所内 保育施設	埼玉ヤクルト保育園 桶川東もぐもぐ保育ルーム	満6か月～	○	○	\	\	\

令和9年度4月入所 追加受付について

受付対象	・当初受付に申込みをしていない児童 ・当初受付で待機となり、申請内容に変更があった児童
受付期間	令和8年10月22日(木)～令和9年2月15日(月) ※土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く ※郵送の場合、令和9年2月15日(月)消印有効
受付時間	午前8時 30 分～午後5時 15 分
受付場所	桶川市役所 保育課(2階)
注意事項	当初受付(令和8年10月15日～令和8年10月21日)の申込者の選考後の受付枠に余裕がある場合のみ追加申込者の選考を行います。



令和8年9月作成